

## 《補助金 事務手続きの流れ》

\* 市民農園整備促進法に基づく「認定」、又は特定農地貸付法に基づく「承認」、若しくは都市農地貸借法（特定都市農地貸付け）に基づく「承認」後

### 交付申請

- 提出期日 開設予定日の 30 日前まで
- 提出書類 「補助金等交付申請書」（様式第 1）  
「事業計画書」（様式第 4）  
収支予算書
- 添付資料 位置図（1/2500 都市計画基本図）  
公図又は土地整理図  
施設の計画平面図  
土地の登記事項証明書（全部事項証明書）  
事業費の見積書の写し  
\* 認定通知の写し（市民農園整備促進法による場合）  
\* 承認通知の写し（特定農地貸付法、又は都市農地貸借法（特定都市農地貸付け）による場合）

### 交付決定

市 ⇒ 申請者 「補助金等交付決定通知書」

### 事業実施

### 実績報告

- 提出期日 次の期日の早い方  
開設後 20 日以内又は当該年度の 3 月 31 日
- 提出書類 「補助事業等実績報告書」（様式第 2）  
「事業報告書」（様式第 5）
- 添付資料 写真  
事業費の請求書及び領収書の写し

### 交付請求

- 提出期日 市で実績報告内容を確認後
- 提出書類 「補助金等交付請求書」（様式第 3）

### 運営状況報告

（5 年間 毎年度末までに「運営状況報告書」を提出）